

## 武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定庁内推進本部設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）と連携して武蔵野市第五期基本構想・長期計画（以下「長期計画」という。）の策定にあたるため、武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定庁内推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 長期計画の策定に係る庁内の総合調整
- (2) 前号に掲げるもののほか、長期計画の策定について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる職にある者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長1人及び副本部長3人を置き、本部長は市長がこれにあたり、副本部長は副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(設置期間)

第5条 本部の設置期間は、長期計画の策定の事務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、企画政策室企画調整課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

別表（第3条関係）

市長 副市長 教育長 企画政策室長
----------------------------

企画政策室市民協働担当部長  
総務部長  
防災安全部長  
財務部長  
財務部税務担当部長  
環境生活部長  
環境生活部環境政策担当部長  
健康福祉部長  
子ども家庭部長  
都市整備部長  
会計管理者  
水道部長  
教育部長